

# 株主各位

新潟市北区島見町2434番地10

株式会社 **セイホー**

代表取締役社長 飯塚 周一

## 第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（30～36頁）をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月25日（木曜日）午後5時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

- |         |      |  |
|---------|------|--|
| 1. 日    | 時    | 平成29年5月26日（金曜日）午前10時                         |
| 2. 場    | 所    | 新潟市中央区万代3-1-1<br>新潟日報メディアシップ2F 日報ホール         |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 第106期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |

### 決 議 事 項

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件            |
| 第2号議案 | 株式併合の件             |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件           |
| 第4号議案 | 取締役6名選任の件          |
| 第5号議案 | 社外役員報酬の年間報酬限度額改定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、受付開始時間は午前9時30分を予定しております。

本株主総会招集ご通知に記載しております、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.seihyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当期の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当事業年度（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融緩和政策の継続を背景に、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移いたしました。海外経済の不確実性もあり、先行きの不透明な状態が続いております。

国内食品業界においては、消費者の節約志向が根強い一方で、安全・安心への意識の高まりや付加価値を求める二極化の傾向が強まっております。

このような状況のもとで当社は、当期で2年目となる3カ年の中期経営計画「Challenge For Next Century」に沿って、前期に引き続き、厳しい経営環境の変化に対応し、絶えず変革を続け、さらなる企業価値向上に取り組むことを基本方針として、6つの重点施策を中心に、将来の持続的成長の実現に向けた取り組みを積極的に展開いたしました。また、当社の基幹事業である「アイスクリーム部門」の市場の売上高が、3年連続過去最高額となっており、成長市場として注目を集めております。各メーカーは大人向け・冬場向けの高付加価値で高価格帯の商品開発を強化しており、当社においてはOEM製品（相手先ブランド製造）の受注が増加いたしました。加えて、スーパーやコンビニエンスストア各社が独自プライベートブランドの開発を拡充しているなかで、当社への製造依頼が増加しております。さらに、昭和20年代から販売している、自社ブランド商品「もも太郎」の初の派生商品として、「もも太郎デラックス」を新発売し、販売拡大に取り組みました。その結果、売上高は3,821百万円（前期比8.4%増）となりました。

各部門別売上高の概況は以下のとおりであります。

##### [製氷部門]

当事業年度の製氷部門の売上高は、54百万円（前期比0.1%増加）となりました。主な増加要因は、取引先での需要が増加したことによるものであります。

##### [飲料部門]

当事業年度の飲料部門の売上高は、84百万円（前期比8.9%増加）となりました。主な増加要因は、営業地域における需要の増加によるものであります。

##### [冷凍冷蔵部門]

当事業年度の冷凍冷蔵部門の売上高は、260百万円（前期比4.6%増加）となりま

した。主な増加要因は、新規取引先の獲得及び既存取引先への営業強化により保管業務収入が増加したことによるものであります。

[アイスクリーム部門]

当事業年度のアイスクリーム部門の売上高は、2,318百万円（前期比18.2%増加）となりました。主な増加要因は、OEM製品やプライベートブランド製品の受注の増加及び新製品投入による自社製品の販売が増加したことによるものであります。

[和菓子部門]

当事業年度の和菓子部門の売上高は、287百万円（前期比8.3%減少）となりました。主な減少要因は、取引先での需要が減少したことによるものであります。

[冷凍果実部門]

当事業年度の冷凍果実部門の売上高は、44百万円（前期比18.9%増加）となりました。主な増加要因は、学校給食向けの取扱い量が増加したものであります。

[冷凍食品部門]

当事業年度の冷凍食品部門の売上高は、772百万円（前期比7.2%減少）となりました。主な減少要因は、食品量販店等の取引先が、仕入ルートをメーカーとの直接取引に変更したことによるものであります。

**部門別売上高**

部 門	金 額	前 期 比	構 成 比 率
製 氷 部 門	54百万円	0.1%	1.4%
飲 料 部 門	84百万円	8.9%	2.2%
冷 凍 冷 蔵 部 門	260百万円	4.6%	6.8%
アイスクリーム部門	2,318百万円	18.2%	60.7%
和 菓 子 部 門	287百万円	△8.3%	7.5%
冷 凍 果 実 部 門	44百万円	18.9%	1.2%
冷 凍 食 品 部 門	772百万円	△7.2%	20.2%
計	3,821百万円	8.4%	100.0%

損益面については、全社的にコスト削減の意識を徹底させ経費削減に取り組むとともに、工場の集約化による生産効率の改善と操業度の向上に努めましたが、第4四半期会計期間において、新潟工場で機械トラブルが重なった影響により、製品の検品作業及び廃棄が大量に発生いたしました。そのため、修復作業等に人員を割いた影響で工場の操業が低下いたしました。その結果、営業損失は2百万円（前期は200百万円の営業利益）、経常利益は23百万円（前期は47百万円の経常利益）、税引前当期純利益は17百万円（前期は57百万円の税引前当期純利益）、当期純利益は11百万円（前期は61百万円の当期純利益）となりました。

② 設備投資の状況

当期中において実施いたしました当社の設備投資の総額は152,803千円で、内訳は次のとおりであります。

当期中に完成した主要設備

建物等（附属設備含む）	25,309千円
食品製造機械等	40,762千円
基幹システム	86,731千円

当期において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

当期中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当期は、増資、社債発行による資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 103 期 (平成26年2月期)	第 104 期 (平成27年2月期)	第 105 期 (平成28年2月期)	第 106 期 (当期) (平成29年2月期)
売 上 高	3,585,220千円	3,414,953千円	3,524,541千円	3,821,659千円
経 常 利 益	△31,763千円	△64,129千円	47,936千円	23,517千円
当期純利益	△76,704千円	△119,953千円	61,932千円	11,108千円
1株当たり 当期純利益	△18.68円	△29.23円	15.10円	2.71円
総 資 産	2,016,068千円	2,096,015千円	2,052,538千円	2,087,627千円
純 資 産	1,146,869千円	1,046,197千円	1,110,383千円	1,142,364千円

(注) △は損失を示しております。

### (3) 対処すべき課題

今後の見直しにつきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続き、景気は緩やかに回復していく事が期待されます。しかし、消費者の低価格志向は根強く、厳しい経営環境で推移するものと予想されます。また、食の安全・安心をめぐる消費者の関心は一層高まっており、食品メーカーとして重要な課題となっております。このような環境において当社は、3カ年の中期経営計画の最終年度における売上高40億円、営業利益1億円の目標達成に向け、次の重点施策に取り組んでまいります。

#### ① 営業の強化

販売力のさらなる強化を図る為、消費者ニーズの動向を適切に把握し、新規取引先並びに既存の販売先への積極的な提案を行い販売拡大に努めます。また、自社製品の価格改定を行い、適切な利益を確保するよう努めます。

#### ② 経営基盤の強化

事業構造の見直しを継続的に行い、事業の選択と集中により利益獲得能力を高めるよう努めます。また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じ、内部管理体制の強化を継続すると共に、事業の基盤となる食品安全衛生管理活動を実践します。

#### ③ 業務の効率化、標準化

日々の業務プロセスを見直し、業務の効率化を図り、無駄なコストの削減に努めます。また、IT統制への転換やIT化による業務の効率化を図ります。

#### ④ 製品ブランド力の強化

ブランド力の強化が、経営環境の変化や季節変動、外的要因等に対処する有効な手段であると捉え、魅力ある「高付加価値製品」の開発を継続していきます。

#### ⑤ コストダウン

社員一人ひとりのコスト意識の変革を図り、改善活動を継続していきます。また、人手不足の雇用環境下に対応する為、ラインの機械化や生産効率の改善を図ります。

#### ⑥ 人材の育成

機械化やIT化が進む中、「人にしかできない業務」のスキルを高め、自らが考え行動できる社員の育成に向け、社員教育や管理者研修をさらに拡充し、人材育成の強化を進めます。

(4) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

部門別	主要製品・事業内容
製造部門	①新潟工場は、主に森永乳業㈱からのアイスクリーム等の受託製造を中心に、自社製品もも太郎等の氷菓及びアイスクリームの製造 ②三条工場は、笹だんご、大福、ちまき、冷凍果実の製造 ③佐渡工場は、主に港で使用する氷の製造
営業部門	自社製品の販売及び仕入品の販売
物流部門	取引先からの寄託物の保管管理及び自社製品の保管管理
開発部門	自社製品開発・既存製品の改良

(5) 主要な事業所（平成29年2月28日現在）

本社 生産部 新潟工場	新潟県新潟市北区島見町2434番地10
生産部 三条工場	新潟県三条市一ツ屋敷新田1557番地
佐渡工場	新潟県佐渡市両津夷369番地
物流保管部	新潟県新潟市北区木崎下山1782番地1
営業部	新潟県新潟市北区木崎下山1782番地1 新潟県佐渡市両津夷369番地 東京都中央区八丁堀4丁目11番7号 神谷ビル4階
管理部	新潟県新潟市北区木崎下山1785番地

(6) 使用人の状況（平成29年2月28日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77名（52名）	4名増（4名減）	42.5歳	13.3年

（注1）使用人数は就業員数ですが、使用人兼務取締役1名を含んでおります。また、パート社員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（注2）人材派遣会社からの派遣社員（49名）は含まれておりません。

(7) 主要な借入先の状況（平成29年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社第四銀行	200,000 千円
株式会社北越銀行	80,000
株式会社みずほ銀行	50,000

2. 株式の状況（平成29年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 4,096,146株（自己株式224,664株を除く）  
(3) 単元株式数 1,000株  
(4) 株主数 1,386名  
(5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大協リース株式会社	620千株	15.1%
株式会社和田商会	310	7.5
株式会社第四銀行	204	4.9
村山勤	200	4.8
井嶋孝	102	2.4
山津水産株式会社	97	2.3
日本証券金融株式会社	64	1.5
セイヒョー取引先持株会	61	1.4
株式会社イチマサ冷蔵	60	1.4
セイヒョー従業員持株会	47	1.1

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式224,664株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社役員 の 状 況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役社長	飯塚 周一	
常務取締役	菅原 健司	
取 締 役	佐藤 敬司	品質保証部長
取 締 役	田辺 俊秋	経営企画室長
取 締 役	村山 栄一	大協リース株式会社 代表取締役社長
取 締 役	松原 紘	株式会社遠藤製作所 取締役副社長
常 勤 監 査 役	山田 学	
監 査 役	渡辺 弘	
監 査 役	伊藤 伸介	

- (注) 1. 取締役村山栄一氏、松原 紘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山田 学氏、渡辺 弘氏、伊藤伸介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役松原 紘氏、監査役渡辺 弘氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田 学氏は、25年間他社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役伊藤伸介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。



## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (2)	25,080千円 (1,680千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (3)	9,492千円 (9,492千円)
合 計	9名	34,572千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年5月23日開催の第97回定時株主総会において年間総額48,000千円以内、ただし、使用人分給与は含まないものと決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年5月23日開催の第97回定時株主総会において年間総額12,000千円以内と決議いただいております。  
4. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。

## (3) 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役村山栄一氏は、大協リース株式会社の代表取締役社長であります。大協リース株式会社は当社の議決権を15.6%保有する大株主であり、当社と大協リース株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。当社と大協リース株式会社との間には、上記以外の特別の利害関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況・発言状況

氏名	地位	主な活動状況
村山 栄一	社外取締役	取締役会への出席状況及び発言状況 当期開催の取締役会12回全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
松原 紘	社外取締役	取締役会への出席状況及び発言状況 当期開催の取締役会12回全てに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
山田 学	社外監査役	取締役会及び監査役会への出席状況・発言状況 当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、適宜取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会12回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
渡辺 弘	社外監査役	取締役会及び監査役会への出席状況・発言状況 当期開催の取締役会12回全てに出席し、適宜取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
伊藤 伸介	社外監査役	取締役会及び監査役会への出席状況・発言状況 当期開催の取締役会12回全てに出席し、適宜取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当期に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当社の都合による場合のほか、会計監査人が会社法又は公認会計士法等に違反又は抵触した場合、会計監査人の監査品質の維持に問題があると判断した場合、会計監査人の監査業務の遂行が適正に行われることを確保するための体制が維持できなくなっていると判断した場合には、監査役会において審議し、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提案致します。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について以下のとおり定めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理を果たすため、「企業倫理憲章」及び「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス行動規範」を定めており、これらを誠実に行動するための基盤とするとともに、法令、定款、社内規程などの遵守を確保するための啓蒙活動を継続的に実施する。
  - ②コンプライアンス委員会において、会社全般に係るコンプライアンスの進捗状況の把握と必要施策の立案を行い、定期的に取り締役会、監査役に報告するものとする。
  - ③取締役及び使用人の職務執行状況は、監査役会及び内部監査室のそれぞれの監査方針、監査計画に基づき監査を受ける。
  - ④内部監査室は、定期的に事業活動の適法性、適正性を監査し、その結果を代表

取締役社長及び監査役に報告するとともに、内部監査計画書を作成して監査役会と連携してこれを行う。

- ⑤コンプライアンス体制に反する行為を早期に発見し、是正を図るため、社内通報制度を整備し運用する。
- ⑥社会の秩序や安全の脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の取扱は、当社規程に従い、文書または電磁的媒体により適切に記録、保存し管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うこととする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、全社的危機管理システムを体系的に定めた「危機管理計画書」を制定する。
- ②「リスク管理委員会」を設け、危機管理計画書の更新やマニュアル等の整備、取締役会に対する運営状況の定期的な報告を行うこととする。
- ③「リスク管理委員会」は、各部門における個々のリスクを継続的に監視するとともに、シミュレーション訓練などの実施により損失危機の未然防止に努める。
- ④不測の事態が生じた場合は、代表取締役社長が本部長を務める「緊急対策本部」を設置し損失の軽減化に努める。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定例取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜取締役会を開催するものとする。
- ②迅速な意思決定を行い、機動的に業務執行する体制とするために、各取締役が適切に職務執行を分担し、効率的な職務執行体制とする。
- ③効率的な経営活動を行うため、取締役会の事前審議機関として、常勤の取締役及び監査役で構成する常務会を開催し、迅速な意思決定を行い、機動的な業務執行を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①現在、監査役を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じ、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととする。なお、監査役の職務を補助する使用人の身分の決定は、監査役の同意を得て行う。
- ②監査役の職務を補助する使用人は、原則として当社の業務執行に係る職務を兼務せず監査役の指揮命令下で職務遂行し、取締役及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。また、その評価については監査役の意見を尊重する。

- ③ただし、前項については、兼務使用人が補助に当たる場合もあり、補助の期間が終了した場合は従前の指揮命令下に戻るものとする。なお、監査を通じて知り得た会社情報は、許可無く他の取締役・使用人等に漏洩してはならない。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ①取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
- ②監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求める。
- (7) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役及び使用人が、監査役に当該報告をしたことを理由として会社は不利益な取扱いは行わない。なお、当社には「内部通報制度規程」が定められており、従業員等が法令違反等に関する通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがない旨を定めている。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門は、その支出を証明する関係書類を確認し、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、代表取締役及び取締役と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う。また、内部監査室と連携を図り、適切かつ効率的な監査業務の遂行を図る。
- ②監査役は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
- (10) 財務報告の適正及び信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効に運用し、かつ、運用評価及び有効性の確認を継続的に行い、必要に応じて改善を行うものとする。

## 【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス研修会を毎月1回開催し、コンプライアンス意識の向上を図っており、実施内容を常務会に報告しております。また、コンプライアンス体制に反する行為の早期発見を図るため、内部通報制度規程を制定し、法令違反等についての相談窓口を設けております。

### (2) リスク管理体制

リスク管理委員会を適宜開催し、想定されるリスクを抽出し、対応策の策定を行い、対応策についての検証を行っております。また、取締役会において、新規事業、既存事業の継続・撤退等について適宜協議しております。

### (3) 取締役の職務執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回開催し、各取締役の他、独立性を保持した監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。また、効率的な経営活動を行うため、取締役会の事前審議機関として、常勤の取締役及び監査役で構成する常務会を開催し、迅速な意思決定を行っております。

### (4) 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、経営会議等の重要会議に出席しております。

また、監査役は、代表取締役及び取締役と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室や会計監査人と情報交換を行い、適切かつ効率的な監査を行っております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

近年わが国においても、企業の成長戦略として企業買収や事業買収という手法が多用されておりますが、当社といたしましても、市場原理に基づく当該手法が企業の成長にとって重要なものであると認識しております。

しかし、近時の資本市場においては、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった買収方法も見られ、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をも

たらずために買収者との交渉を要するもの等、対象会社の企業価値とりわけ株主共同の利益に資さないものも少なくはありません。

しかしながら、当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えています。

したがって、現時点において当社取締役会は、「買収防衛策」を導入する考えはございません。

ただし、株主の皆様が「買収防衛策」の導入を推奨される場合は、当社取締役会において検討させていただき、定時株主総会または臨時株主総会に付議いたします。

## (2) 当社の重要課題への取組み状況

当社取締役会は、当社の財産を有効に活用し、その中で生産性、収益性、効率性の向上に努め、当社の成長性を追求することを第一義と捉え、実現に向けて全社を挙げて取り組んでおります。

# 貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>865,765</b>	<b>流動負債</b>	<b>714,856</b>
現金及び預金	160,831	買掛金	252,540
受取手形	12,382	短期借入金	330,000
売掛金	260,118	リース債務	23,598
商品及び製品	344,830	未払金	36,906
原材料	77,042	設備関係未払金	432
前払費用	4,093	未払消費税等	7,416
繰延税金資産	4,428	未払費用	35,634
その他	3,325	賞与引当金	16,438
貸倒引当金	△1,286	その他	11,888
<b>固定資産</b>	<b>1,221,862</b>	<b>固定負債</b>	<b>230,406</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>884,341</b>	リース債務	53,934
建物	400,038	退職給付引当金	103,640
構築物	8,579	役員退職慰労引当金	405
機械及び装置	204,924	資産除去債務	17,018
車両運搬具	4,426	預り保証金	2,250
工具器具備品	12,698	長期未払金	4,428
土地	224,792	繰延税金負債	48,729
リース資産	10,596	<b>負債合計</b>	<b>945,262</b>
建設仮勘定	18,284	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>79,493</b>	株主資本	1,032,885
ソフトウェア	11,860	資本金	216,040
リース資産	66,205	資本剰余金	22,698
その他	1,428	資本準備金	22,686
<b>投資その他の資産</b>	<b>258,027</b>	その他資本剰余金	12
投資有価証券	215,965	利益剰余金	845,040
その他	42,183	利益準備金	37,500
貸倒引当金	△122	その他利益剰余金	807,540
		圧縮記帳積立金	1,647
		別途積立金	750,000
		繰越利益剰余金	55,893
		自己株式	△50,893
		評価・換算差額等	109,479
		その他有価証券評価差額金	109,479
<b>資産合計</b>	<b>2,087,627</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,142,364</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,087,627</b>



# 損 益 計 算 書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,821,659
売 上 原 価		3,344,185
売 上 総 利 益		477,473
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		479,630
営 業 損 失		2,156
営 業 外 収 益		30,531
営 業 外 費 用		4,856
経 常 利 益		23,517
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	440	
減 損 損 失	6,044	6,485
税 引 前 当 期 純 利 益		17,032
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,899	
法 人 税 等 調 整 額	3,025	5,924
当 期 純 利 益		11,108

# 株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本													
	資 本 金	資本剰余金				利 益 剰 余 金								
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	他 本 金 剰 余 金	利 準 備 金	益 金	圧 記 積 立 金	縮 帳 金	別 積 立 金	途 途 金	繰 上 金	越 越 金	利 剰 余 金 合 計
当期首残高	216,040	22,686	—	22,686	37,500	1,788	800,000	6,940	846,229					
当期変動額														
自己株式の処分			12	12										
剰余金の配当								△12,297	△12,297					
当期純利益								11,108	11,108					
圧縮記帳積立金の取崩							△141	141	—					
別途積立金の取崩								△50,000	50,000	—				
自己株式の取得														
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)														
当 期 変 動 額 合 計	—	—	12	12	—	△141	△50,000	48,952	△1,189					
当期末残高	216,040	22,686	12	22,698	37,500	1,647	750,000	55,893	845,040					

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△49,857	1,035,099	75,284	75,284	1,110,383
当期変動額					
自己株式の処分	22	34			34
剰余金の配当		△12,297			△12,297
当期純利益		11,108			11,108
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
別途積立金の取崩		—			—
自己株式の取得	△1,058	△1,058			△1,058
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			34,194	34,194	34,194
当 期 変 動 額 合 計	△1,036	△2,213	34,194	34,194	31,980
当期末残高	△50,893	1,032,885	109,479	109,479	1,142,364

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・商品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 定率法

（リース資産を除く） ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しておりま  
す。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～38年

機械及び装置 6年～10年

##### ② 無形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産 所有権移転外のファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合要支給額）を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は平成22年4月9日開催の取締役会決議に基づき、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。これに伴い平成22年5月28日開催の第99回定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、同総会終結時までの在任期間を対象とした役員退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給時期については各取締役及び各監査役退任の時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することを決議いたしました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業損失は524千円減少、経常利益及び税引前当期純利益は524千円増加しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,701,557千円

## 4. 損益計算書に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
新潟工場 (新潟市北区)	工場用資産	建物附属設備	5,709
		機械及び装置	335
計			6,044

当社は、管理会計上の事業区分を基礎に独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別しグルーピングを行っております。ただし、将来の使用が見込まれていない資産や処分・廃止の意思決定をした資産については、個々の物件単位でグルーピングしております。

当事業年度において処分・廃止の意思決定をした資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額については、正味売却価額を使用し、処分見込価額を基礎に算定しております。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,320,810株	一株	一株	4,320,810株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	221,624株	3,140株	100株	224,664株

#### (変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加 3,140株

普通株式の減少数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 100株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月27日 定時株主総会	普通株式	12,297千円	3円	平成28年2月29日	平成28年5月30日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	16,384千円	4円	平成29年2月28日	平成29年5月29日

(注) 1株当たり配当額には、創業100周年記念配当1円を含んでおります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画により、必要に応じ短期資金及び長期資金を調達しております。資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入による方針であります。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金及びリース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。また、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であり、その期間は当該設備の耐用年数以内としております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社の販売管理規程及び与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

##### ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の上場株式については四半期ごとに時価を把握しており、また、保有状況を継続的に見直しております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いをできなくなるリスクの管理）

当社は、担当部署が適時に月次の資金繰り計画の作成・更新を行い、必要に応じ短期借入金の実行もしくは返済を行い、手許流動性の維持などによりリスク管理を図っております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価につきましては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	160,831	160,831	—
(2) 受取手形	12,382	12,382	—
(3) 売掛金	260,118	260,118	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	215,965	215,965	—
資産計	649,298	649,298	
(1) 買掛金	252,540	252,540	—
(2) 短期借入金	330,000	330,000	—
(3) 未払金	36,906	36,906	—
(4) リース債務	77,532	78,814	1,281
負債計	696,979	698,261	1,281

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



#### (4) リース債務

リース債務については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される料率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

#### (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
(1) 現金及び預金	160,831
(2) 受取手形	12,382
(3) 売掛金	260,118
合計	433,332

#### (注3) リース債務の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(4) リース債務	23,598	16,783	17,054	16,557	3,467	71

#### 7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、新潟県において、賃貸用の土地を所有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11,011千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)となりました。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			当事業年度末の時価(千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
27,130	—	27,130	241,108

(注) 当事業年度末の時価は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	429千円
賞与引当金	5,044千円
退職給付引当金	31,568千円
役員退職慰労引当金	123千円
資産除去債務	5,183千円
減損損失	69,288千円
繰越欠損金	119,623千円
その他	3,588千円
繰延税金資産小計	234,850千円
評価性引当額	△230,422千円
繰延税金資産合計	4,428千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△47,954千円
圧縮記帳積立金	△748千円
その他	△26千円
繰延税金負債合計	△48,729千円
繰延税金負債の純額	△44,300千円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	32.83%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.75
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.21
住民税均等割額	6.69
評価性引当額	△76.45
段階税率による影響額	72.79
その他	△2.62
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.78%

### (3) 法人税等の税率の変更による影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06%から、平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.69%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.46%となります。

なお、この税率変更により、繰延税金負債（繰延税金資産との純額）は2,360千円減少し、その他有価証券評価差額金は2,518千円、法人税等調整額は158千円増加しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事 業 の 容 容 内 又 は 職 業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	大協リース㈱	50,000	物品賃貸業	(直接) 15.6 (間接) 0.2	設備等のリース 役員の兼任	リース資産の取得	75,740	リース債務	72,937
						リース料の支払	5,740	—	—
						リース資産の買取	193	—	—

- (注) 1. 取引条件は一般取引先と同様であります。  
 2. 上記取引は全て第三者のための取引であります。  
 3. 取引金額には、消費税等を含まず、期末残高についても、消費税等を含んでおりません。  
 4. 大協リース㈱は、当社取締役 村山栄一が実質的に支配している会社であります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 278円 88銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 2円 71銭

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月13日

株式会社セイヒョー  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 森谷 和正 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 若松 大輔 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セイヒョーの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月14日

株式会社セイヒョー 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	山田 学 ㊞
社 外 監 査 役	渡 辺 弘 ㊞
社 外 監 査 役	伊 藤 伸 介 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分につきましては、将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本方針としております。

また、当社は平成28年3月をもちまして創業100周年を迎えました。つきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、期末配当は普通配当3円に記念配当1円を加え、1株当たり4円といたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

(うち、普通配当3円、創業100周年記念配当1円)

なお、この割当てにおいては自己株式224,664株を除外しており、この場合の配当総額は16,384,584円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年5月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 株式併合の件

### (1) 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたしたく存じます。

### (2) 併合の割合

当社の普通株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、すべての端数の合計数に相当する数の株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

### (3) 株式併合の効力発生日

平成29年9月1日

### (4) 効力発生日における発行可能株式総数

1,500,000株

なお、本議案は、「第3号議案 定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものといたします。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。そのため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するとともに、あわせて第2号議案「株式併合の件」の決議に基づく株式併合による発行済株式総数の減少を勧奨し、発行可能株式総数を減少するべく、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

なお、本変更の効力は平成29年9月1日に生じるものとし、その旨の附則を設けるとともに、当該附則は効力発生後これを削除するものいたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、本変更は、「第2号議案 株式併合の件」が原案通り承認可決されることを条件として、その効力を生ずるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,500</u>株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>150</u>万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は<u>100</u>株とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第6条及び第8条の変更は、平成29年9月1日をもってその効力が生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該変更の効力発生後これを削除する。</u></p>



## 第4号議案 取締役6名選任の件

取締役6名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、あらためて取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 重要な兼職状況	所有する当社の株式数
1	飯塚周一 (昭和39年10月15日生) 再任	昭和59年3月 当社入社 平成18年7月 当社営業本部（現営業部）新潟支店次長 平成21年4月 当社営業本部（現営業部）新潟支店部長 平成22年4月 当社営業部 新潟支店長 平成22年5月 当社取締役新潟支店長 平成23年5月 当社代表取締役社長（現任） 【選任理由】 飯塚周一氏は、入社以来、長年にわたり営業部門の責任者として業務に携わり、平成23年5月より代表取締役社長として経営の指揮を執り、強いリーダーシップで事業を推進しております。当社の持続的な企業価値の向上を図るため、会社全体の事業及び経営に精通し、経営者として豊富な経験と知見を有している同氏を、その実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	12,000株
2	菅原健司 (昭和31年4月18日生) 再任	昭和52年6月 当社入社 平成18年7月 当社営業本部（現営業部）新潟支店次長 平成19年3月 当社営業本部（現営業部）新潟支店部長 平成20年4月 当社物流部長（現物流保管部） 平成23年5月 当社常務取締役就任（現任） 【選任理由】 菅原健司氏は、当社入社以来、長年にわたり営業部に従事し、営業部長、物流部長（現物流保管部）を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。また、平成23年5月から常務取締役として、営業部及び物流保管部を統括する取締役としての役割を適切に果たしており、経営者としての豊富な経験と知見を有しております。その実績を踏まえ、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	8,000株
3	佐藤敬司 (昭和32年3月8日生) 再任	昭和59年10月 理研電線株式会社入社 平成20年10月 同社管理グループ担当部長 平成22年1月 当社入社 平成24年3月 当社生産部新潟工場長 平成25年3月 当社生産部三条工場長 平成25年5月 当社取締役生産部長 平成28年9月 当社取締役品質保証部長（現任） 【選任理由】 佐藤敬司氏は、当社入社以来、生産部長、品質保証部長として、豊富な経験や専門的な知見を有し、生産・品質保証部門の業務全般を熟知しており、食の安心安全を統括する取締役としての役割を適切に果たしております。その実績を踏まえ、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	2,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 重要な兼職状況	所有する当社の株式数
4	タ ナベ トシ アキ 田 辺 俊 秋 (昭和29年9月19日生) 再任	昭和52年4月 株式会社第四銀行入行 平成11年2月 同行真野支店長 平成13年2月 同行出来島支店長 平成15年2月 同行富山支店長 平成17年2月 同行三条東支店長 平成19年2月 同行中条支店長 平成21年2月 同行より当社へ出向入社 管理部長 平成23年6月 新潟ニュータウン開発株式会社取締役営業副本部長 平成26年7月 当社入社経営企画室長 平成27年5月 当社取締役経営企画室長 (現任) 【選任理由】 田辺俊秋氏は、当社入社以来、管理部長、経営企画室長として管理部門に携わり、財務及び会計に関する専門的知見を有しており、管理部門を統括する取締役としての役割を適切に果たしております。その実績を踏まえ、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	一株
5	ムラ ヤマ エイ イチ 村 山 栄 一 (昭和42年3月31日生) 再任 社外	平成元年4月 株式会社北越銀行入行 平成4年4月 株式会社シンキョー取締役 平成5年2月 大協リース株式会社取締役 平成7年2月 同社専務取締役 平成10年4月 株式会社シンキョー専務取締役 平成15年6月 大協リース株式会社代表取締役社長 (現任) 平成17年4月 株式会社シンキョー代表取締役社長 平成19年5月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 大協リース株式会社 代表取締役社長 【選任理由】 村山栄一氏は、長年にわたり会社経営に携わり、豊富な経験や識見から企業経営全般に関して有益な助言を行っております。その実績を踏まえ、同氏を引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 重要な兼職状況	所有する当社 の 株 式 数
6	<p style="text-align: center;">マツ          バラ          ヒロシ 松          原          紘 (昭和18年6月29日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]   [社外]</p>	<p>昭和42年4月 株式会社第四銀行入行 平成3年10月 同行小須戸支店長 平成6年2月 同行加茂支店長 平成8年2月 同行燕支店長 平成10年6月 株式会社エフエムラジオ新潟常勤監査役 平成13年6月 第四リース株式会社取締役営業部長 平成13年10月 同社取締役燕三条支店長 平成15年4月 同社取締役本社営業部長 平成15年6月 同社常務取締役本社営業部長 平成18年6月 ツインバード工業株式会社取締役副社長 平成23年6月 同社相談役 平成25年6月 同社常勤監査役 平成27年5月 当社社外取締役 (現任) 平成28年6月 株式会社遠藤製作所取締役副社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社遠藤製作所 取締役副社長</p> <p>【選任理由】 松原紘氏は、長年にわたり会社経営に携わり、財務及び会計に関する専門的な知見に加え、幅広い知識・経験を活かして、企業経営全般に対して有益な助言や意見を行なっております。その実績を踏まえ、同氏を引き続き取締役として、選任をお願いするものであります。また、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。</p>	<p style="text-align: center;">—株—</p>

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について
- (1) 当社は村山栄一氏が代表取締役社長を務める大協リース株式会社との間に商品販売及びリース契約による取引関係があります。
  - (2) その他の各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村山栄一氏、松原紘氏は、社外取締役候補者であります。

## 第5号議案 社外役員報酬の年間報酬限度額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年5月27日開催の第97回定時株主総会において、取締役の年間報酬限度額を48,000千円以内（うち社外取締役年間報酬限度額1,200千円以内）、監査役の年間報酬限度額を12,000千円以内（うち社外監査役年間2,400千円以内）とご承認いただき今日に至っております。その後、経済情勢の変化や経営体制の強化により、平成24年5月25日に社外監査役を1名、平成27年5月27日に社外取締役を1名増員していることから、取締役の年間報酬限度額を48,000千円以内（うち社外取締役年間報酬限度額3,600千円以内）、監査役の年間報酬限度額を12,000千円以内と改定いたしたいと存じます。

なお、社外取締役報酬限度額の改定は平成27年5月27日から、社外監査役報酬限度額の改定は平成24年5月25日から、それぞれ遡及して適用させていただきたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第4号議案「取締役6名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役の員数は引き続き6名（うち社外取締役2名）となります。また、現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）ですが、本定時株主総会終了後も変更はありません。

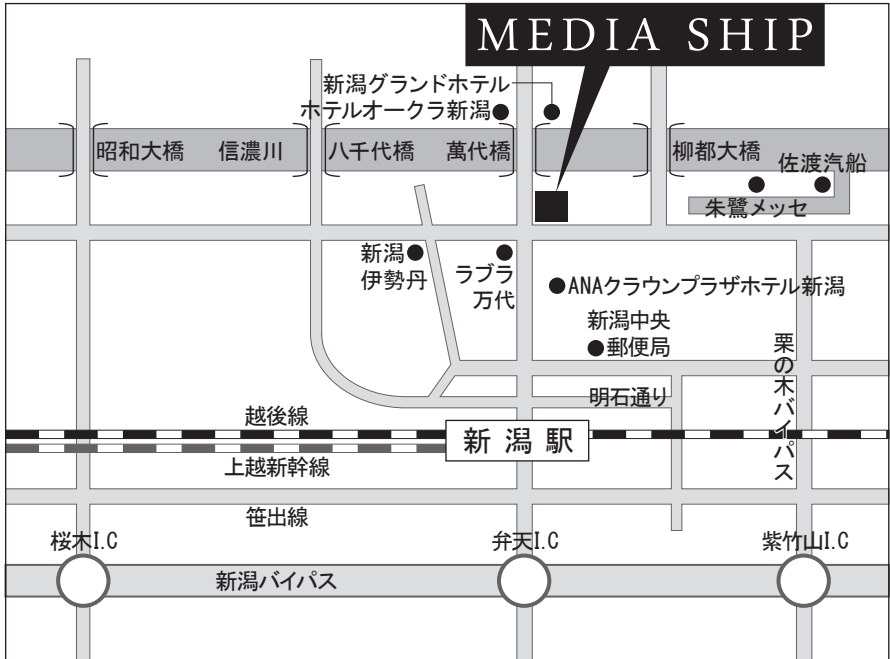
以上





# 株主総会会場ご案内図

会場 新潟市中央区万代3-1-1  
新潟日報メディアシップ2F 日報ホール



## 交通 アクセス

### ■新潟駅から

タクシー …約5分  
徒歩 ……約10分

### ■新潟空港から

バス(新潟駅まで) …約25分  
タクシー ……約15分